

令和2年7月2日(木)

【問合せ】

総務部企画広報課企画係

電話 0126-62-3137

## 独立行政法人住宅金融支援機構と美唄市との

### 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型及び

### 美唄市移住・定住促進助成金に係る相互協力協定締結式

次のとおり美唄市と独立行政法人住宅金融支援機構との【フラット35】子育て支援型・地域活性化型及び美唄市移住・定住促進助成金に係る相互協力協定締結式を開催しますので、お知らせします。

- 1 とき  
令和2年7月6日(月) 13時30分
- 2 ところ  
美唄市役所2階 市長会議室
- 3 内容  
協定の概要については、別紙「独立行政法人住宅金融支援機構と美唄市との【フラット35】子育て支援型・地域活性化型及び美唄市移住・定住促進助成金に係る相互協力協定締結式の概要」のとおり

独立行政法人住宅金融支援機構と美唄市との  
【フラット35】子育て支援型・地域活性化型及び  
美唄市移住・定住促進助成金に係る相互協力協定締結式の概要

1 とき

令和2年7月6日(月) 13時30分

2 ところ

美唄市役所2階 市長会議室

3 協定者(出席者)

《独立行政法人住宅金融支援機構》

北海道支店長	東原 文彦 様
北海道支店副支店長	西原 輝 様
地域連携グループ 統括調査役	本多 千晴 様

《美唄市》

市長	板東 知文
副市長	市川 厚記
総務部長	猪谷 憲恭

4 協定の目的

独立行政法人住宅金融支援機構及び美唄市が相互に協力・連携し、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型及び補助事業の推進及び普及を図ることを目的とする。

5 協定による連携業務

- (1) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の普及及び運営に係る業務
- (2) 補助事業の普及に係る業務
- (3) その他前条の目的の達成に資する業務

6 協定の有効期間

本協定の締結日から2021年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前月末日までに別段の意思表示がなかった場合は、有効期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。